

平成 21 年 11 月 4 日  
入札監理小委員会

## 入札監理小委員会における審議の結果報告

### 消費動向調査

内閣府所管の消費動向調査に係る業務については、民間競争入札を実施するものとし、平成22年度から落札者による事業を実施する旨、公共サービス改革基本方針（別表）に定められている。

これに基づいて内閣府から提出された実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

#### 1. 民間事業者の創意工夫について

【論点】（実施要項 4、5、12、13、20 頁）

民間事業者に求める創意工夫を「目標回収率を確保する観点から」としていたが、その他の精度向上を図るための創意工夫も期待すべきではないか。

【対応】

業務遂行に当たり確保されるべき質として設定した(1)業務の適正かつ確実な履行、及び(2)回収率の向上等を含め統計の精度を改善する観点から、民間事業者の創意工夫を求めるように修正した。

#### 2. 質の設定と提案の評価及びモニタリングについて

【論点】（実施要項 8、10～15 頁）

質として設定した「業務の適正かつ確実な履行」について、これらに係る提案の評価及びモニタリングとの関係を明確にすべきではないか。

【対応】

「業務の適正かつ確実な履行」を「各工程において」と明記し、あわせて評価項目及び報告事項についても修正した。

以上